

生産緑地法第8条第4項に基づく生産緑地地区内行為通知について（手引き） （道路の建設の場合）

●生産緑地地区内行為通知書（様式1）の提出

生産緑地地区内において道路の建設をしようとする場合は、生産緑地地区内行為通知書（添付図書を含む）を提出してください。

●生産緑地地区内行為通知書の記載事項

- 面積 行為を行う生産緑地部分の面積を記入
- 行為の種類 該当する番号に○を記入（複数可）
- 行為の内容 公共施設等の設置又は管理に係る行為の内容を記入
例：・寄付道路の建設に伴う農地の形質変更
・帰属道路の建設に伴う農地の形質変更
- 行為の期間 工程表に記載する工事の期間を記入
- 公共施設等の種別 生産緑地法第2条第2号に規定する公共施設等に該当する根拠法令を記入
例：・道路法3条第1項第4号に規定する市町村道（工事完了後、豊中市に寄付）
・道路法3条第1項第4号に規定する市町村道（工事完了後、豊中市に帰属）

●添付図書

	図書の種類	表示事項、記載内容等
1	事業実施の確実性を担保する書類	理由書（工事完了後、豊中市に寄付（帰属）することについて協議済である旨を記載）等
2	誓約書	着工後、寄付（帰属）できないこととなった場合には農地に復旧する旨の誓約書
3	所有者の同意を確認できる書類	同意書等 （行為者が所有者本人の場合は不要）
4	土地登記簿謄本	事業に伴い分合筆がある場合は、分合筆後の書類 （発行日から3か月以内のもの）
5	公図の写し	
6	地積測量図	
7	工程表	各種手続き、工事等の工程
8	計画図等	位置図、求積図（道路及び生産緑地、関連工事面積を確認できる図面及び求積表）、現況平面図、現況断面図、土地利用計画図（生産緑地の区域等を示したもの）、造成平面図（生産緑地の区域等を示したもの）、造成断面図（生産緑地の区域等を示したもの）、構造図等
9	委任状	通知手続きを行為者の代理人が行う場合
10	その他必要書類	

●提出時期（通知書の確認に時間を要しますので、お早めに提出ください）

- ・建築確認申請を必要とする行為
建築確認申請の前に提出してください。
- ・建築確認申請を必要としない行為
行為の着工までに提出してください。

●提出部数

1部

[提出先及び問合せ先] 豊中市都市計画推進部都市計画課（市役所第2庁舎4階）
都市計画係 電話：06-6858-2089